

ひとり親世帯臨時特別給付金（益田市独自分）の支給について

1 目的

国が実施する令和2年6月分の児童扶養手当受給者等に対する『ひとり親世帯臨時特別給付金「基本給付」(再支給)』に併せ、この対象から外れる、令和2年7月分から12月の間に、新たに児童扶養手当受給者となった方についても、年末年始を控えて、子育てに対する負担の増加により特に大きな困難が心身等に生じることを踏まえ、こうした世帯に対する支援を目的とする。

2 事業概要

(1) 実施主体 益田市

(2) 給付対象

- ① 令和2年7月分から12月分の児童扶養手当の支給を受けている者
- ② 令和2年7月から12月の間に、公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者

(3) 給付額

- ①児童扶養手当受給世帯等への給付（基本給付）
1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
- ②児童扶養手当受給世帯以外への給付（基本給付）
1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

給付費見込み 約1,600千円（受給者約20人）

財源 一般財源

3 給付金の振込スケジュール

益田市独自給付

第1回目

令和3年1月を予定

（児童扶養手当の支給を受けていない者については順次支給）